

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和2年2月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和2年2月26日（水曜日）午後1時40分～午後3時05分 2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室 3 教育長及び各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 (1) 議案第7号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」（可決） (2) 議案第8号「守谷市社会教育指導員の任用について」（可決） (3) 議案第9号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」（承認） (4) 議案第10号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件」（承認） 【報告事項】 なし 【その他】 (1) 小中学校の現状について（指導室） ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（1月末現在）

	⑥不登校の現状（１月末現在） ⑦長期欠席児童生徒の状況（１月末現在） （２）各課業務報告 ○学校教育課 ①１月２４日入札結果（１件）について ②工事等の進捗状況について ③新型コロナウイルス感染症予防対策について ○生涯学習課 ①入札結果について ②審議会等の開催について ③工事等進捗状況について ④行事予定（イベント等）について ⑤市指定文化財の現状変更について ○学校給食センター ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ④生鮮野菜使用率について ⑤異物混入等について
4 今後の状況	今回は、令和２年３月２７日（金曜日）午後２時３０分から開催予定

令和 2 年 2 月教育委員会定例会 会 議 資 料

日 時 令和 2 年 2 月 2 6 日 (水)

午後 1 時 3 0 分

場 所 守谷市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

令和2年2月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和2年2月26日(水)

午後1時30分

場 所 市役所議会棟3階第3委員会室

1 開 会

2 会議録署名人

3 議決事項

議案第 7 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱
について(学校教育課)

議案第 8 号 守谷市社会教育指導員の任用について(生涯学習課)

議案第 9 号 守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について(教育委員
会所管分)

議案第 10 号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件

4 協議事項

な し

5 報告事項

な し

6 その他

(1) 小中学校の現状について(指導室)

(2) 各課からの業務報告

議案第 7 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

就学援助制度の援助費目については、国が示す予算単価を基に採用し決定していますが、本年度より、国の援助費目に卒業アルバム代等が追加されたため、守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
7 号	1

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する告示

第3条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 卒業アルバム代等（小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒の保護者に限る。）同条第8号を第9号，第9号を第10号とする。

第6条第4項中「守谷市就学援助費認定通知書（様式第4号）」を別記1に改める。

同条第5項中「守谷市就学援助交付計画書（様式第5号）」を別記2に改める。

議案	頁数
7号	2

別記 1

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・
準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、 年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。
(給与品目及び支給額) (単位：円)

	学用品費等				入学準備 金 ・ 新入学 児童生徒 学用品等	修学 旅行費	卒業ア ルバム 代等	学校 給食 費	医療費	備 考
	学用品 費	通学用 品 費	校外活 動費 (宿 泊： 無)	校外活 動費 (宿泊： 有)						
小 1 年			(限度 額)					(予定 額) (実費)	学 校 病 の み	
小 2～4 年			(限度 額)							
小 5 年			(限度 額)	(限度 額)						
小 6 年			(限度 額)			(概ね 実費	(限 度 額)			
中 1 年			(限度 額)	(限度 額)				(予定 額) (実費)	う ・ ち く の う 症 歯 ・ 中 耳 炎	
中 2 年			(限度額)	(限度額)						
中 3 年			(限度額)			(概ね 実費	(限度額)			

*上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例：校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

*修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

*なお、要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

別記 2

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 6 条関係）

守谷市就学援助費交付計画書

学校名 _____ 学校 _____

番 号	要 準	学 年	氏 名	学 期	学 用 品 費	通 学 用 品 費	入 学 準 備 金/ 新 入 学 学 用 品 費	校 外 活 動 費		卒 業 ア ル バ ム 代 等	修 学 旅 行 費	給 食 費	計
								不 泊	宿 泊				
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
合 計				1									
				2									
				3									

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

議 案	頁 数
7 号	5

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱新旧対照表

改正後	現行	改正理由
(援助費の費目) 第3条 (略) (1) から (7) まで (略) (8) 卒業アルバム代 (小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒の保護者に限る。) (9) (略) (10) (略)	(援助費の費目) 第3条 (略) (1) から (7) まで (略) (新設) (8) (略) (9) (略) 様式第4号 別記1 【別紙のとおり】 様式第5号 別記2 【別紙のとおり】	就学援助制度の援助費目について、国が示す予算単価を基に採用し決定しているが、本年度より国の援助費目に卒業アルバム代等が追加されたため、改正するもの。

別記 1

改正

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、 年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。
(給与品目及び支給額) (単位：円)

	学 用 品 費 等				入学準備 金 ・ 新入学 児童生徒 学用品等	修学 旅行費	卒業ア ルバム 代等	学校 給食費	医療費	備 考
	学用品 費	通 学 用 品 費	校外活 動費 (宿泊： 無)	校外活 動費 (宿泊： 有)						
小 1 年			(限度額)					(予定額) (実費)	学 校 病 の み	
小 2～ 4 年			(限度額)							
小 5 年			(限度額)	(限度額)						
小 6 年			(限度額)			(概ね) 実費	(限度額)			
中 1 年			(限度額)	(限度額)				(予定額) (実費)	う ち の 耳 歯 症 炎	
中 2 年			(限度額)	(限度額)						
中 3 年			(限度額)			(概ね) 実費	(限度額)			

*上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例：校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

*修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

*なお、要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

議 案	頁 数
7 号	7

現行

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に対する就学援助につきましては、要保護・準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、 年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。
（給与品目及び支給額） （単位：円）

	学用品費等						学校給食費	医療費	備考
	学用品費	通学用品費	入学準備金/新入学児童生徒学用品費等	校外活動費 (宿泊：無)	校外活動費 (宿泊：有)	修学旅行費			
小1年				(限度額)			(予定額) (実費)	学校病のみ	
小2～4年				(限度額)					
小5年				(限度額)	(限度額)				
小6年				(限度額)		(概ね)実費			
中1年				(限度額)	(限度額)		(予定額) (実費)	・う ・ちく ・中の 歯の 炎症	
中2年				(限度額)	(限度額)				
中3年				(限度額)		(概ね)実費			

*上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例：校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

*修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

*なお、要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

議案	頁数
7号	8

別記 2

改正

様式第 5 号 (第 6 条関係)

守谷市就学援助費交付計画書

学校名

学校

番号	要 準	学 年	氏名	学期	学用 品費	通学 用品 費	入学 準備 金/新 入学 学用 品費	校外活動費		卒業 アル バム 代等	修学 旅行 費	給食 費	計
								不泊	宿泊				
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
				1									
				2									
				3									
合計				1									
				2									
				3									

現行

式第5号（第6条

守谷市就学援助費交付計画書

学校名 _____ 学校

番号	要 準	学 年	氏名	学期	学用 品費	通学 用品費	入学準 備金/ 新入学 学用品 費	校外活動費		修学 旅行費	給食費	計
								不泊	宿泊			
				1								
				2								
				3								
				1								
				2								
				3								
				1								
				2								
				3								
				1								
				2								
				3								
合計				1								
				2								
				3								

議案第 8 号

守谷市社会教育指導員の任用について

守谷市社会教育指導員に次の者を任用する。

堀越 正弘	昭和33年 5月24日生
小口 勝洋	昭和34年12月25日生

任 用 期 間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

令和 2 年 2 月 2 6 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和2年4月1日から守谷市社会教育指導員の身分を非常勤職員から会計年度任用職員に移行するに当たり、新たに任用するものです。

議 案	頁 数
8 号	1

略 歴

ほりこし まさひろ
堀 越 正 弘

昭和33年5月24日生

教職歴

昭和56年	4月	日立市立滑川小学校講師
昭和58年	5月	日立市立滑川小学校教諭
昭和61年	4月	利根町立太子堂小学校教諭
平成3年	4月	ドイツ・デュッセルドルフ日本人学校派遣教諭
平成6年	4月	利根町立布川小学校教諭
平成9年	4月	守谷市立御所ヶ丘中学校教諭
平成17年	4月	守谷市立守谷中学校教諭
平成20年	4月	取手市吉田小学校教諭
平成24年	4月	守谷市立守谷中学校教諭
平成31年	3月	同校退職

職歴

特になし

略 歴

こぐち かつひろ
小 口 勝 洋

昭和34年12月25日生

教職歴

昭和59年	4月	取手市立永山中学校講師
昭和60年	4月	取手市立永山中学校教諭
平成3年	4月	谷和原村立小絹小学校教諭
平成10年	4月	つくば市立谷田部南小学校教諭
平成16年	4月	伊奈町立伊奈中学校教諭
平成22年	4月	伊奈町立伊奈東中学校教諭
平成24年	4月	守谷市立けやき台学校教頭
平成28年	4月	守谷市立御所ヶ丘中学校校長
令和2年	3月	同校退職

職歴

特になし

守谷市社会教育指導員規則

守谷市社会教育指導員規則（平成19年守谷市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の社会教育諸活動に対する助言，指導及び学習相談をより充実させ，社会教育の振興を図るため，守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（身分）

第2条 指導員は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

（職務）

第3条 指導員は，市民の社会教育活動に対して，次に掲げる事項について助言，指導及び学習相談を行うものとする。

- （1）各種の学級，講座等における学習プログラムの編成と学習内容に関する事項
- （2）社会教育関係団体の育成並びに学習グループ及びサークルの育成に関する事項
- （3）学校，家庭及び地域の連携並びに社会教育及び学校教育の連携に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める事項

（知識及び技術の習得）

第4条 指導員は，常に前条に規定する職務を遂行するために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 教育長は，前項の知識及び技術の習得のために必要な研修等を行うものとする。

（定数）

第5条 指導員の定数は，4人以内とする。

（1週間の勤務日及び時間）

第6条 指導員の1週間当たりの勤務日及び勤務時間は，勤務日にあつては3日，勤務時間にあつては23時間15分を下回らない範囲内で，教育委員会が定める。

（推薦等）

第7条 教育長は，社会的信望があり，活動的な者であつて，かつ，次に掲げるいずれかの要件を満たす者のうちから，翌会計年度の指導員の候補者として教育委員会に推薦するものとする。

- （1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の免許状（臨時免許状を除く。）を有する者
- （2）社会教育又は学校教育に関する豊かな識見と経験を有し，かつ，社会教

議案	頁数
8号	4

育に関する指導技術を身につけている者

- 2 教育長は、前項の規定による推薦すべき指導員の候補者が見つからないときは、市広報紙への掲載、インターネットの利用等により公募を行うものとする。

(選考)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による候補者又は同条第2項の規定による公募による者（以下「候補者等」という。）が、指導員に係る能力及び適性を有するかどうかについて、当該候補者等の経歴等に基づき判定するものとする。

(解任)

第9条 教育委員会は、指導員が次のいずれかに該当する場合は、その意に反して指導員を解任することができる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 職務の遂行に支障がある場合
- (3) その他職務の遂行のために必要な適性を欠くと認められる場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条第1項に規定する推薦及び同条第2項に規定する公募並びに第8条に規定する選考その他指導員の任用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定の例により行うことができる。

議案第 9 号

守谷市議会定例月議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を令和2年守谷市議会3月定例月議会に提出することについて、承認を求める。

- 1 令和元年度守谷市一般会計補正予算（第4号）教育委員会所管分
 - （1）継続費・繰越明許費・債務負担行為・地方債 P 2～ 5
 - （2）歳入予算 P 6～ 9
 - （3）歳出予算 P 10～14

令和 2 年 2 月 2 6 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 元 年 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長が、教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

議 案	頁 数
9 号	1

議案第10号

事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件

令和2年4月1日に発令を予定する教育委員会事務局職員の人事に関する件について、守谷市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、教育長に専決させる。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 認

提案理由

教育委員会事務局職員の人事については、他部局の任命権者と関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて承認を求めるものです。

議 案	頁 数
10号	1

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（中略）

- (6) 教育長及び教育委員会の事務局並びにその所管に属する教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時又は非常勤の職員に係るものを除く。

○守谷市教育委員会事務専決規程

第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年守谷町教育委員会規則第3号）第2条に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、軽易なものに限る。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。